ト　監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした技能実習生を第八号に規定する講習の期間中に業務に従事させる行為	三年間	
チ　監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第七条第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	三年間	
リ　監理団体又は実習実施機関において、法第六条第二項、第七条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）	三年間	
ヌ　監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関において、技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）	三年間	
ル　監理団体において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	三年間	
ヲ　監理団体において、法別表第一の二の表の技能実習の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号。以下「団体要件省令」という。）第一条第三号、第四号及び第六号及び第八号（文書の作成及び保管に係る部分を除く。）に規定する措置を講じないこと	三年間	
ワ　監理団体又は実習実施機関において、受け入れた技能実習生（研修生を含む。以下このワにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このワにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（監理団体又は実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）	三年間	

受入れ総数	人数
五十人以上	受入れ総数の五分の一
二十人以上四十九人以下	十人
十九人以下	受入れ総数の二分の一

カ　監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること	三年間	
ヨ　監理団体又は実習実施機関において、技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）	三年間	
タ　営利を目的とするあっせん機関において、技能実習に関してあっせんを行う行為又は監理団体若しくは営利を目的としないあっせん機関において、技能実習に関して収益を得てあっせんを行う行為	三年間	
レ　この表（ソ及びツを除く。以下このレにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為（同表技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為をいう。）又は研修の表に掲げる不正行為（同表ヨに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと	三年間	
ソ　監理団体又は実習実施機関において、技能実習（監理団体が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為	一年間	
ツ　監理団体において、技能実習生が技能実習の活動を終了して帰国した場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	一年間	

十七　監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十八　監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十九　監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が法別表第一の二の表の技能実習の下欄第一号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第一号イの項」という。）の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

二十　監理団体の役員又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。